

〔沿革〕 平成14年3月例規（交指）第25号 平成14年9月例規（交指）第64号
平成18年11月例規（交指）第63号

各部長・参事官・所属長

みだしの基準を別添のとおり定め適用することとしたので、誤りのないようにされたい。
なお、自動車の使用制限に係る処分量定の細目基準（昭和57年（交企）第25号）は廃止する。

別添

自動車の使用制限に係る処分量定の細目基準

第1 総則

1 目的

この細目基準は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第75条第2項及び
道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第26条の6の規定による自動車の
使用制限の処分を行う場合における処分量定の細目基準を定めることを目的とする。

2 用語の定義

この規定において、次に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 下命・容認に係る使用制限

法第75条第2項の規定に基づき、公安委員会が自動車の使用者に対して、自動車を運転し、
又は運転させてはならない旨を命ずる処分をいう。

(2) 処分対象行為

令第26条の6の第1号及び第2号に規定する下命・容認に係る使用制限の処分基準に該当す
る場合における当該処分の事由となる自動車の使用者等の違反行為をいう。

(3) 処分事情

次に掲げる事情をいう。

ア 自動車の使用者等が、当該自動車の使用の本拠におけるその者の業務に関し、過去1年以
内に、法第117条の2第2号若しくは第3号、法第117条の4第5号から第7号まで、法第118
条第1項第4号若しくは第5号、法第119条第1項第11号、又は法第119条の3第1項第3号
の違反行為をした者であること。

イ 自動車の運転者が当該違反行為をし、よって交通事故を起こして人を死亡させ、若しくは
傷つけ、又は建造物を損壊したこと。

(4) 使用者等

自動車の使用者、安全運転管理者、副安全運転管理者その他自動車の運行を直接管理する地
位にある者をいう。

(5) 処分前歴

自動車の使用者が、当該自動車の使用の本拠において使用する自動車の運転について、過去
1年以内に、下命・容認に係る使用制限又は法第75条の2第1項に規定する指示に係る使用制
限（以下「指示に係る使用制限」という。）若しくは法第75条の2第2項に規定する納付命令
に係る使用制限（以下「納付命令に係る使用制限」という。）を受けたことをいう。

3 期間の計算

(1) 下命・容認に係る使用制限の処分期間は、当該処分が行われた日から起算し、期間の末日
の終了をもって満了とするものとする。

(2) 令第26条の6第2号の表の下欄中の「過去1年以内」という場合の期間の計算は、処分対
象行為をした日を起算日として計算するものとする。

なお、この場合において、処分前歴の計算は、その処分期間の始期が過去1年（365日）以内
にあるものについて計算するものとする。

4 聴聞

下命・容認に係る使用制限は、自動車の使用者に対して直接に義務を課すものであり、不利益

処分当たる。したがって、下命・容認に係る使用制限を行おうとするときは、行政手続法の区分によれば弁明の機会の付与を行うこととなるが、手続保障の観点から、聴聞の手続をとることとされている（法第75条第4項から第8項まで）。

5 下命・容認に係る使用制限の対象自動車

下命・容認に係る使用制限の対象となる自動車は、使用者が使用する自動車であり、かつ、下命・容認に係る使用制限の事由となる運転者の違反行為に用いられた自動車である。

したがって、違反行為に用いられた自動車が滅失した場合、当該自動車の使用者が変更された場合等は、下命・容認に係る使用制限は行うことができない。

6 処分が競合する場合等における取扱い

(1) 下命・容認に係る使用制限と指示に係る使用制限又は納付命令に係る使用制限が競合する場合

同一の自動車に係る同一の違反行為について、下命・容認に係る使用制限の要件と指示に係る使用制限又は納付命令に係る使用制限の要件の両方を同時に満たすときは、軽減前の量定が最も重いこととなる要件に従って処分するものとする。

(2) 処分中に当該処分に係る違反行為が行われた場合

下命・容認に係る使用制限又は指示に係る使用制限若しくは納付命令に係る使用制限の期間中であるにもかかわらず、当該処分に係る車両の使用者が当該処分に係る車両を運転者に運転させ、当該運転者が当該処分に係る違反行為をし、下命・容認に係る使用制限又は指示に係る使用制限若しくは納付命令に係る使用制限の要件を満たすこととなった場合には、これらの規定による処分は、当初の使用制限の期間が満了した後に執行するものとする。

第2 下命・容認に係る使用制限の処分量定の細目基準

1 処分量定の基準

令第26条の6に規定する下命・容認に係る使用制限の処分の基準に該当することとなった使用者に対する使用制限の処分期間の量定については、同条に規定する処分対象行為及び処分事情（処分前歴に係る事情を除く。）ごとに、その内容に応じてそれぞれ点数を付し、その合計点数を基礎として行うものとする。

2 処分対象行為等に付する基礎点数

(1) 処分対象行為に付する基礎点数

処分対象行為に付する点数は、それぞれ別表1に掲げるとおりとする。

(2) 処分事情に付する点数

ア 処分事情のうち、前記第1の2(3)アに掲げる事情については、自動車の運転者が下命又は容認行為に係る違反行為を行った場合にのみ別表1に掲げる点数を付するものとする。

イ 処分事情のうち、前記第1の2(3)イに掲げる事情については、別表2に掲げる点数を付するものとする。

(3) 使用者等の違反行為の数え方

処分事情のうち、前記第1の2(3)アに掲げる使用者等の違反行為の数え方については、法第75条第1項における刑罰上の評価（包括一罪、併合罪等）にかかわらず、行政処分上の評価として使用者等の下命又は容認ごとに1回として数えるものとする。（処分事情としての使用者等の違反行為を数える場合には、これに点数を付するか否かの観点を離れて評価すべきであり、使用者等が運転者に対して下命又は容認行為を行った事実があれば足り、必ずしも運転者が下命又は容認に係る行為を行うことを要しないことに留意する必要がある。）

具体的な違反行為の数え方については、次の例を参考とするものとする。

ア 使用者等が、同時に数名の運転者に対して下命又は容認行為を行った場合には、数個の違反行為として数えること。

イ 運転者に対して数回にわたる違反行為を一度の機会に下命した場合には、1回の行為として数え、その後、運転者が下命に係る違反行為を継続し、それを使用者等が容認した場合には、その容認行為が行われるごとに1回として数えること。

なお、運転者が下命に基づいて同一日に数回にわたる違反行為を行った場合には、時間、運行経路等に特段の事情がない限り、1回の違反として数えること。

ウ 運転者に対して異なる数個の違反行為を同時に下命又は容認した場合には、数回の違反行

為として数えること。

3 処分量定の方法

(1) 点数計算の方法

処分量定の基準となる点数の計算方法は、前記2の(1)、(2)及び(3)に従い、処分対象行為及び処分事情ごとに付された点数を合計するものとする。

(2) 処分期間の量定

処分期間の量定は、前記(1)の合計点数及び処分前歴の回数に応じて行うものとし、その基準は別表3に掲げるとおりとする。

4 処分量定に当たっての留意事項

(1) 政令で定める基準との関係

前記3の方法により処分量定を行った結果、処分期間が令第26条の6第1号及び第2号にそれぞれ処分対象行為ごとに区分して規定されている処分期間の上限を超える場合には、その上限をもって処分期間とすること。

(2) 処分の軽減等

ア 上記第1の2(3)アに掲げる処分事情についての点数の付与は、自動車の運転者の違反行為が現認されなかったものについては、処分対象行為が行われた日を起算日として過去1月以内に運転者の違反行為が行われたもののみについて、行うものとする。

イ 処分前歴がなく、かつ、法令違反のみに係る事案については、次に掲げる範囲内で処分量定を行うものとする。

(ア) 自動車1台当たりの処分期間は、令第26条の6第1号及び第2号に規定されている処分期間の上限の2分の1を超えないものとする。

(イ) 1事業所における処分台数は、当該処分時における稼働台数の20パーセント以下とする。ただし、稼働台数10台未満の場合は1台とする。

ウ 次に掲げる事情がある場合であって、当該事業所における安全運転管理に顕著な改善があると認められるときは、当該処分期間の2分の1を超えない範囲で処分期間を軽減することができるものとする。

なお、この軽減を行う場合にあっては、違反行為の内容及び被処分者の危険性を慎重に検討した上で、社会的に相当と認められる範囲内で処分を軽減すること。また、同一条件にある被処分者に対して不公平な取扱いにならないこと等について配慮すること。

(ア) 当該処分により公共輸送力の確保に著しい影響を生ずるおそれがあると認められる場合

(イ) 処分前歴がなく、かつ、被処分者の使用する自動車の台数が少ないため事業活動に著しい支障を生ずるおそれがあると認められる場合

(ウ) その他情状酌量すべき事情がある場合

(3) 処分事情として評価される下命又は容認行為に係る自動車又は自動車の運転者は、当該下命・容認に係る使用制限に係る自動車又は自動車の運転者であることを要しない。

以下別表等省略